

募 集 要 項

職種（募集人数）	非常勤児童指導員（1名）
業務内容	児童指導員業務 （重症心身障害児（者）・筋ジストロフィー患者とその家族に対する日常生活、社会生活の総合支援）
契約期間	採用日～令和9年3月31日 ※契約期間更新の可能性あり
試用期間	試用期間あり（1か月）
就業場所	独立行政法人国立病院機構松江医療センター （島根県松江市上乃木5丁目8番31号）
就業時間等	8:30～17:15の間で1日6～8時間程度 週4～5日勤務。週32時間まで。 ※週勤務日数、週勤務時間、勤務時間帯は相談可能です。
休憩時間	一日の勤務時間が6時間を超える場合は1時間、6時間の場合は30分、6時間未満は休憩時間なし。
休日	毎週 土・日曜日、国民の祝日、その他（年末・年始）
時間外労働	基本的になし。ただし、繁忙期等に時間外労働が発生する可能性あり
賃金	1,480円/時～
労災保険の加入	有り
社会保険の加入	年金は厚生年金、健康保険・介護保険は厚生労働省第二共済組合に加入。週の勤務時間が20時間以上かつ月あたりの賃金が8.8万円以上の職員が対象
雇用保険の適用	有り。ただし、週の勤務時間が20時間未満の非常勤職員は除く
募集者の氏名又は名称	独立行政法人国立病院機構松江医療センター
雇用形態	非常勤職員（希望する場合は常勤職員への登用制度あり）
選考方法	書類選考、面接
応募方法	事前連絡の上、履歴書を管理課庶務係長まで提出してください。 面接日等は追ってお知らせいたします。 ※履歴書は返却いたしませんので、ご了承ください。
必要な免許・資格	児童指導員の任用資格を有するもの（厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第43条」の定めによる。） ※次ページに任用資格一覧をまとめています。ご自身が任用資格を満たすか不明な場合は書類選考時にお調べいたしますので、ご相談ください。

○児童指導員任用資格

(厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第43条」から引用)

- ・都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者。
- ・**社会福祉士**または**精神保健福祉士**の資格を有する者。
- ・学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- ・学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の**教諭の免許状を有する者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- ・**三年以上児童福祉事業に従事した者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの

ご自身が任用資格を満たすか不明な場合は書類選考時にお調べいたしますので、ご相談ください。